

# 市民活動のひろば

Everyone's plaza

## ◆ 催し情報 ◆

◆ **ココリスにここ広場** 親子で楽しみながら創作・交流  
9月8日(金)午前10時～11時半に、味生公民館で／対象は発達に気になる未就学児の親子／定員5組／社会福祉法人成光苑ココリス ☎ 06 (4862) 5922

◆ **家庭教育セミナー「脱・ワンオペ育児～ママ、ひとりで悩まないで～」**  
9月21日(休)午前10時～12時に、鳥飼図書センター・会議室で／乳幼児の一時預かりあり／要申込み／摂津ふれあいサークル・高原 ☎ 072 (654) 1410

◆ **シザーバッグを作いませんか**  
9月23日(土)午後1時～3時半に、コミュニティプラザで／定員10人／材料費3,500円／要申込み／チクチクポーチの会・赤岩 ☎ 090 (1905) 5813

◆ **抱っこDEダンス～赤ちゃんとスキンシップしながら骨盤ひきしめ～** ママの体も整えながら、赤ちゃんを抱っこしてダンスします  
9月26日(火)午前10時半～12時に、コミュニティプラザで／定員10組／参加費

500円／要申込み／対象は首がすわった赤ちゃんとママ／抱っこDEダンス・山中 ☎ 080 (5343) 5659

◆ **ペットボトルでハロウィンの花器をつくろう**  
9月30日(土)午前10時～12時に、コミュニティプラザ・会議室で／対象は小学生／定員10人／参加費300円／要申込み／MOAこども山月サークル・神田 ☎ 090 (8482) 4782

◆ **ゴスペルワークショップ**  
ワークショップに参加してクリスマスコンサートでいっしょに歌おう  
10月23日(月) (11月6日(月)・20日(月)・12月11日(月)は予定) 午後7時半～9時に、安威川公民館で／参加費1,500円／要申込み／せつつファミリークワイヤー・佐々倉 ☎ 090 (1965) 5884

● **英会話レッスン** 「アメリカ人の先生のもと楽しくやっています」  
毎月第1・2・4水曜日午後7時～8時半に、安威川公民館で／会費月2,500円／対象は自己紹介程度の英語が話せる人／赤島 ☎ 06 (6340) 4830 (午後6時以降)

● **水月茶道倶楽部** 「立礼式茶道の習得と会員の相互親睦」  
毎月第1・3水曜日午後7時～9時半に、安威川公民館で／会費年30,000円／濱口 ☎ 090 (7107) 7955

● **洋裁同好会** 「洋裁・主に着物のリメイクを楽しみませんか」  
毎月第1・3木曜日午後1時～3時に、いきいきプラザで／会費月1,500円／対象は60歳以上／岩月 ☎ 06 (6330) 4815 (午後1時以降)

● **攝陽吟詠会** 「詩吟を習って健康と教養を。初段から10段まであります」  
毎月3回①月曜日午後7時～9時②土曜日午後1時半～3時半に、鳥飼野々第22集会所で／会費月2,000円／対象は小学生以上／平岩 ☎ 090 (2701) 5501

● **居合道有心会** 「日本武道の修練を通じ礼節を重んじ心と体の鍛錬しませんか」  
毎週日曜日午前9時～12時に、味生体育館で／会費月3,000円(中学生までは月1,000円)／対象は10歳以上／小松 ☎ 06 (6388) 5987

## -- 掲載申込み --

各公民館やコミュニティプラザ、別府コミュニティセンターに設置の申込書(市ホームページからも取得可)を書いて、市民活動支援課(同プラザ内)へ  
問合せ 同課 ☎ 06 (4860) 9303 へ

## NPO 法人

### ● NPO 法人とは

特定非営利活動法人のことで、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した法人です。

法人になることで、団体名で取引などを行うことができるようになります。また、団体に対する信頼性が高まるというメリットもあります。

### ● NPO 法人を設立するには

所轄庁へ申請し、設立の「認証」を受けする必要があります。その後、登記を行うことで設立することができます。

### ● 市のサポート

市民活動支援課では、市内NPO法人の設立認証などの事務や相談を受け付けています。また、市内NPO法人の活動情報、事業報告なども市民活動支援課で閲覧できます。

## NPO 法が改正されました

今年4月に特定非営利活動促進法が一部改正されました。

▽ **認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮**

所轄庁が認証申請時に行う添付書類の縦覧期間が、2カ月間から1カ月間に。

▽ **事業報告書などの備置期間の延長**

NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間が、3年間から5年間に延長。

▽ **貸借対照表の公告およびその方法**

毎年度、貸借対照表の公告が必要となり、資産の総額の登記が不要に。

### NPO 法とは

特定非営利活動を行う団体を法人格にするための法律です。ボランティア活動などの社会貢献活動を促進することを目的として平成10年に施行されました。

## 自治会活動レポート

### 「いきいきふれあいサロン」で地域コミュニティの強化を

《味舌東地区・安威川住宅自治会》



当自治会では、65歳以上の集い「いきいきふれあいサロン」を年間10回、第42集会所で開催しています。

民生児童委員やボランティアの協力で、歌体操、紙芝居、手品、民謡、輪投げ、健康体操、ビンゴゲーム、脳トレなどを楽しんだり、摂津警察署から「振り込め詐欺」への注意喚起や、社会福祉協議会から認知症の気づきチェック・予防の必要性を学んだりしています。

毎回50人ほどが参加し、集いの最後の軽食タイムでは、参加者同士が交流し、地域のコミュニティの強化につながっています。

### ～つながりのまち摂津をみんなで育もう～ 自治会活動に参加しませんか

問合せ 自治振興課 ☎ 06 (6383) 1357 へ